

改正災害救助法に基づく救助実施市に指定されました

災害救助法に基づく救助実施市の指定について、平成31年2月に内閣総理大臣宛に指定申請を行い、国による所定の手続を経て、本日4月1日付けの官報告示により、救助実施市に指定されました（同時に救助実施市としての効力が発生しています。）。

今後は、災害発生時における迅速かつ公平な救助を実施できるよう、国、県、県内の他の救助実施市（横浜市、川崎市）、日本赤十字社、応急仮設住宅の供給に係る関係団体、その他防災関係団体と連携強化を図りつつ、本市の災害対応力の更なる向上に努めてまいります。

（参考）救助実施市の指定状況

4月1日付けで本市を含む9市が指定されています

仙台市、横浜市、川崎市、相模原市、神戸市、岡山市、北九州市、
福岡市、熊本市

問い合わせ先

担当：危機管理局 危機管理課

責任者：内田 和也

電話：042-769-8208